

検査項目及び検査料金

検査項目、料金及び必要量一覧表

○清涼飲料水

1 清涼飲料水の成分規格

(1)一般規格

容 器	セット 項目数	項目名	料金 (税別)	必要量
金属製容器包装以外	3項目 (※1)	混濁 沈殿物 大腸菌群 (※1)	3,100	1(2)個別規格の 容器から分取
金属製容器包装入り	4項目	+ スズ	10,100	

(2)個別規格

種 類		セット 項目数	項目名	料金 (税別)	必要量 (注)	
1.2.ミネラルウォーター類	1.殺菌・除菌無	a 20℃で98kPa以上	14項目 (※2)	別表 1	37,000	製品(500mL以上で)3本
		b 20℃で98kPa未満	16項目	(※2) + 腸球菌 緑膿菌	54,000	製品(500mL以上で)4本
	2.殺菌・除菌有	39項目 (※3)	別表 2	133,000	製品(500mL以上で)4本	
3.ミネラルウォーター類以外	a 下記以外	2項目 (※4)	ヒ素 鉛	14,000	製品(500mL以上で)2本	
	b りんごの搾汁及び搾汁された果汁のみを原料とする	3項目	(※4) + パツリン	34,000	製品(500mL以上で)3本	

(注) 製品が500mL未満の場合は必要量に併せて本数を増やしてご提供願います。

2 清涼飲料水の製造基準

(2)個別規格

種 類		セット 項目数	項目名	料金 (税別)	採取費用	
1.2.3.ミネラルウォーター類	1.殺菌・除菌無	e 原水	5項目 (※5)	別表 3	31,800	弊社から採取場所 までの距離により 変動します。 お気軽にお問合せ ください。
		j 容器包装詰め 直後の製品	1項目	細菌数	1,900	
	2.容器包装内の二酸化炭 素圧力が20℃で98kPa以 上のものの原水	2項目 (※6)	細菌数 大腸菌群	4,200		
3.殺菌・除菌有	a 原料として用いる水	2項目 (※7)	細菌数 大腸菌群	4,200		
4.ミネラルウォーター類, 冷凍果実飲料及び原料用果汁 以外 a 原料として用いる水	① 1 清涼飲料水の成分規格の(2) 個別規格 の1.のaに適合し、かつ、鉄が0.3mg/l以下、 カルシウム、マグネシウム等(硬度)が 300mg/l以下であるもののうち、2 清涼飲 料水の製造基準の(2) 個別基準の1.(f, h, i, j及びkを除く。)又は2.に適合 するもの。	21項目	(※2) + 鉄 硬度 + (※5)	75,400		
		18項目	(※2) + 鉄 硬度 + (※6)	47,800		
	② 1 清涼飲料水の成分規格の(2) 個別規格 の2.及び2 清涼飲料水の製造基準の(2) 個 別基準の3.のaに適合するものであつて、 かつ、鉄が0.3mg/l以下、カルシウム、マ グネシウム等(硬度)が300mg/l以下であ るもの。	43項目	(※3) + (※7) + 鉄 硬度	149,200		



一般財団法人 岐阜県公衆衛生検査センター

〒500-8148 岐阜県岐阜市曙町4-6

TEL:058-247-1300 (代表) FAX:058-248-0229 <http://www.koeiken.or.jp/>

検査料金例（消費税は別途頂戴いたします。）

- ・ミネラルウォーター類成分規格（殺菌・除菌無） 40,100円から
- ・ミネラルウォーター類成分規格（殺菌・除菌有） 136,100円から
- ・ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水成分規格 17,100円から

【別表1～別表3】

別表1 ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）の化学物質等の成分規格

No	項目名
1	亜鉛
2	カドミウム
3	水銀
4	セレン
5	銅
6	鉛
7	バリウム
8	ヒ素
9	マンガン
10	六価クロム
11	シアン(シアンイオン及び塩化シアン)
12	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
13	フッ素
14	ホウ素

別表2 ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の化学物質等の成分規格

No	項目名
1	亜鉛
2	カドミウム
3	水銀
4	セレン
5	銅
6	鉛
7	バリウム
8	ヒ素
9	マンガン
10	六価クロム
11	亜塩素酸
12	塩素酸
13	クロロホルム
14	残留塩素
15	シアン(シアンイオン及び塩化シアン)
16	四塩化炭素
17	1,4-ジオキサン
18	ジクロロアセトニトリル
19	1,2-ジクロロエタン
20	ジクロロメタン
21	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン
22	ジブromクロロメタン
23	臭素酸
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
25	総トリハロメタン
26	テトラクロロエチレン
27	トリクロロエチレン
28	トルエン
29	フッ素
30	ブromジクロロメタン
31	ブromホルム
32	ベンゼン
33	ホウ素
34	ホルムアルデヒド
35	有機物等(全有機炭素)
36	味
37	臭気
38	色度
39	濁度

別表3 ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）の化学物質等の製造基準

No	項目名
1	芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌
2	腸球菌
3	緑膿菌
4	大腸菌群
5	細菌数



一般財団法人 **岐阜県公衆衛生検査センター**

〒500-8148 岐阜県岐阜市曙町4-6

TEL:058-247-1300 (代表) FAX:058-248-0229 <http://www.koeiken.or.jp/>